

税務相談室

相続税の 債務控除と葬儀費用

北海道医師会顧問税理士 中村 孝一

質問

私の父が先日死亡しましたが、生前、ある友人に頼まれて借金の保証人となっていました。その友人は事業に失敗して債権者から、私に支払うよう催促をされております。結局、私が弁済することになると思いますが、相続税の計算上、保証債務は控除できますか。

その他どのような債務が控除できますでしょうか、また、葬儀の費用はどのようになりますか。

回答

1. 債務控除

相続や遺贈によって財産を取得した人の相続税の課税価格を計算するときには、その取得した財産の価額から、次の債務の金額と葬式費用の金額のうち、その人が負担する部分の金額を控除することになっています。

(1) 被相続人の債務で相続開始の際、現に存するもの（被相続人に係る公租公課を含みます）

(2) 被相続人に係る葬式費用

以上のとおりですが、これらの場合、債務控除の対象となる債務は、いずれも確実に認められるものに限られます。

債務が確実にあるかどうかについては、必ずしも書面の証拠があることを必要としませんし、また債務の金額が確定していなくても、その債務の存在が確実に認められるものについては、相続開始当時の現況によって確実に認められる範囲の金額が控除の対象となります。

この場合、被相続人の債務であっても、墓所、霊廟、祭具などや、宗教、慈善、学術その他の公益事業用財産などのように、相続税が非課税とされているものの取得、維持、管理のために生じた債務の金額は、債務控除できません。ただし、相続や遺贈によって取得した日から2年を経過しても、なお、公益事業の用に供していないため、相続税の課税価格に算入された場合には、債務控除の対象となります。

また、被相続人に係る公租公課には、被相続人の

死亡当時納税義務が確定していたもののほか、被相続人の死亡後に、相続税の納税義務者が納付し、または徴収されることとなった被相続人に係る所得税、相続税額、贈与税額、その他の税金などが含まれますが、相続人の責に帰すべき事由により納付し、または徴収されることとなった延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税に相当する税額は含まれないこととされています。

なお、相続を放棄した人及び相続権を失った人については債務控除できませんが、その人が 現実に被相続人の葬式費用を負担した場合には、その負担額は遺贈によって取得した財産の価額から債務控除しても差し支えないものとして取り扱われています。

2. 保証債務や連帯債務については、次のように取り扱われます。

(1) 保証債務については、原則控除できません。

ただし、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため、保証債務者がその債務を履行しなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償しても、返還を受ける見込みがない場合には、その弁済不能の部分の金額に限って債務控除することができます。

(2) 連帯債務については、債務控除を受けようとする人の負担すべき金額が明らかとなっている場合にはその負担額を控除し、連帯債務者のうちに弁済不能の状態にある人があり、かつ、求償しても弁済を受ける見込みがなく、その弁済不能者の負担部分をも負担しなければならないと認められる場合には、その負担しなければならない部分の金額も債務控除することができます。

したがって、ご質問の保証債務については、原則的には債務控除できませんが、事実関係が上記(1)に該当すれば、その部分については債務控除できることとなります。

